

社会福祉法人天寿園会 役員等報酬規程

(目的)

第一条 この規程は、社会福祉法人天寿園会（以下「法人」という）定款第九条及び第二十四条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(役員報酬)

第二条 当法人の役員報酬は、次のとおりとする。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

(一) 理事会及び評議員会に出席した場合の報酬

七戸町、東北町、十和田市、野辺地町 (当法人本部に隣接する市町村)	支給しない
その他の県内市町村	5,000円
県外	10,000円

(費用弁償)

第三条 役員が理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次のとおり費用を弁償する。ただし、施設長等の施設職員が役員の場合は支給しない。

二 交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、旅費規定に基づき、その実費相当額を別途支払うことが出来る。

(一) 理事会及び評議員会に出席した場合の費用弁償

七戸町、東北町、十和田市、野辺地町 (当法人本部に隣接する市町村)	2,000円
その他	5,000円

(二) 監事が、監査を実施した場合の費用弁償

七戸町、東北町内、十和田市、野辺地町 (当法人本部に隣接する市町村)	2,000円
その他	5,000円

(職務手当)

第四条 役員が各施設の職務に職員として従事し、その施設の俸給基準に基づいて給与を支給し、その俸給基準を超える場合は、その超えた差額を職務手当として支給する。

附 則

この規程は、平成29年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。